

しまねリハビリテーションネットワーク 設置運営規定

(名称)

第1 本ネットワークの名称を「しまねリハビリテーションネットワーク」(以下「本ネットワーク」という。)と称する。

(目的)

第2 島根県におけるリハビリテーション提供体制について協議、検討を行うため、本ネットワークを設置し、その運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第3 本ネットワークは次に掲げる事項に関する活動を行う。

- (1) 島根県におけるリハビリテーション体制の在り方に係る協議、検討に関すること。
- (2) 島根県高齢福祉に係わるリハビリテーション支援体制事業を推進する次の事項に関すること。
 - ア 県及び地域におけるリハビリテーション支援体制の整備
 - イ 県及び市町村等の受託事業に係る調整、協議
 - ウ 事業を円滑かつ適切に実施するための企画調整及び地域における関係機関・団体との連絡調整
 - エ 人材育成のための研修会等の開催
 - オ リハビリテーション専門職活用に関する広報
- (3) 地域包括ケアシステム推進に係る関係機関・団体との連絡調整に関すること
- (4) リハビリテーションに係る政策提言等に関すること
- (5) 減災・防災に向けた取り組みに関すること
- (6) リハビリテーション養成校学生支援に関すること
- (7) リハビリテーションに関する政策に関すること
- (8) その他リハビリテーションに関し必要と認められること

(組織)

第4 本ネットワークは、別に定める構成団体と協力団体により構成される。運営は構成団体役員で行う。

2 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員)

第5 本ネットワークに次の役員を置く。

2 理事 9名以上15名以内

顧問 若干名

監事 2名

3 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(理事会)

第6 理事会は、必要に応じて会長が召集する。

2 会長は、理事会の議長となる。

3 会長は、必要に応じて理事以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

4 理事会の議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(委員会)

第7 本ネットワークに、事業を円滑かつ適切に実施するため委員会を置く。

2 委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(拠出金)

第8 構成団体が拠出金を運営費として拠出する。

(その他)

第9 この規定に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、別に定める。

第10 本ネットワークは島根県リハビリテーション専門職協議会と島根県訪問リハビリテーションネットワークの合併組織として設立された。設立年月日は、令和5年2月26日である。

(附則)

この規定は令和5年2月26日から施行する。